

第2部 少子化社会対策の具体的実施状況

第1章 若者の自立とたくましい子どもの育ち

第1節 若者の就労支援に取り組む

1 学校段階から職場定着に至るまでの総合的・継続的なキャリア形成・就職支援策

2004（平成16）年12月の「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」を踏まえ、2005（平成17）年度から、政府では、中学校を中心とした5日間以上の職場体験を「キャリア・スタート・ウィーク」として実施するとともに、それを支える地域の協力体制を構築するため「キャリア教育実践プロジェクト」を実施しており、キャリア教育の一層の推進を図っている。

職場見学、職場体験、インターンシップ（就業体験）等の活動の支援を行うとともに、その活動を取りまとめ、同世代の中高生にその情報を発信していく「中高生に対する仕事ふれあい活動支援事業」を2003（平成15）年度から16地域においてモデル的に実施しており、2004年度は対象地域を拡大し、32地域において実施した。

大学等の高等教育機関においても、社会の様々な分野で活躍することのできる人材を養成するため、各大学等においても、学生の職業観の涵養のため、インターンシップの導入に取り組んでいる。

若年者向けの実践的な教育・職業能力開発の仕組みとして、新たに、企業実習と教育・職業訓練を並行して実施することにより若者を一人前の職業人に育てる「実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）」を推進している。

2 就職経路の複線化に対応した多様な就職システムの整備

フリーターや学卒未就職者等の若年失業者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施する「若年者トライアル雇用事業」を2001（平成13）年12月より実施しており、同事業により、2005（平成17）年3月までに、117,515人がトライアル雇用を開始し、そのうちトライアル雇用を終了した92,343人の79.7%に当たる73,560人が常用雇用に移行するなど、常用雇用の実現に高い効果を上げている。

フリーター等の職業意識を高め、適職選択やキャリア形成を促すため、全国の都市部にヤングジョブスポットを設置し、若者同士の情報交換、職場見学等のグループ活動等への支援を行っており、2005年度において、全国に14か所設置している。

3 能力を軸としたマッチングを可能とする若年労働市場の基盤の整備

企業の求める人材ニーズを把握し、IT、技術経営（MOT）等の専門分野における能力評価基準の策定や、それに対応したカリキュラム・教材の開発、実証研修等を実施することにより、雇用のミスマッチの解消など、若年労働市場の整備を図っている。

2004年度から、事務・営業の職種について、企業が若年者に求めている就職基礎能力及びそれらを身に付けるための講座や試験を示すとともに、講座を修了又は試験に合格等した若年者に対し、申請に応じて証明書を発行するYES-プログラムを展開している。

4 若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）の整備

地方公共団体と産業界、学校等の連携の下、若者に一貫した雇用関連サービスを提供する「若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）」を都道府県の主体的取組により整備しており、2004（平成16）年度は、全国43都道府県（79か所）にジョブカフェが設置された。

第2節 奨学金の充実を図る

1 日本学生支援機構奨学金事業の充実

奨学金事業については、これまでも学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするため、毎年充実を図っており、2005（平成17）年度においては、事業費全体で、対前年度比約7万人増の103万4千人の学生等に対して、690億円増の7,510億円の奨学金を貸与する予定である。

第3節 体験を通じ豊かな人間性を育成する

1 豊かな人間性を育むための奉仕活動・体験活動の推進

子どもたちのボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動の推進を図るため、2002（平成14）年度から「地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業」を実施している。

心身ともにたくましい次世代を担う子どもたちを社会全体で育むために、2004年度から「地域子ども教室推進事業」を実施し、学校の校庭や教室等に安全・安心して活動できる子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の大人の協力を得て、小・中学生を対象とした、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行っている。

子どもたちが農業・農村に親しみを感じる機会を充実するため、全国的な体験学習の推進体制づくり、ウェブサイトで受け入れ先情報の提供（「農業体験学習ネット」）、モデル地区の設置のほか、身近な水辺環境の活用や修学旅行等を通じた学校内外における農業・農村体験学習を推進している。

青少年の農山漁村等における自然体験活動を推進するための都市と農村の交流活動や農業体験を通じた体験型環境学習を2002年度から実施している。2005年度からは子どもが主体的に考える過程を重視した自然体験や生活体験等の体験活動と「山村留学」を推進するための「短期山村留学」を実施している。

第4節 子どもの学びを支援する

公立学校教育に対する国民の多様な要請に応え、信頼される学校づくりをより一層進めるためには、保護者や地域住民の意向が学校運営により的確に反映されることが重要である。このため、2004年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（2004年9月施行）、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」が導入されている（2005年7月現在25校）。

第2章 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

第1節 企業等におけるもう一段の取組を推進する

1 一般事業主による次世代育成支援対策に関する取組の推進

「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)に基づき、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主は、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備等を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、その旨の届出を行うことが義務づけられており、また、300人以下の事業主に対しても、同様の努力義務が課せられており、事業主に対し、効果的な計画の策定・実施が行われるよう支援している。

2 ファミリー・フレンドリー企業の普及促進

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業の普及を促進するため、企業における「仕事と家庭の両立のしやすさ」を示す両立指標のファミリー・フレンドリー・サイト利用等による活用を図るとともに、ファミリー・フレンドリー企業表彰(厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞)を実施している。

第2節 育児休業制度等についての取組を推進する

1 仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実

育児休業制度等をより利用しやすい仕組みとするため、育児・介護休業法(「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号))の改正を行ったところであり、2005(平成17)年4月より施行され、改正内容を踏まえた就業規則等が整備され、育児休業の制度等が企業において定着し、その利用が一層促進されるよう、周知・徹底を図っている。

2 子育てをしながら働きやすい雇用環境の整備

育児休業代替要員確保等助成金、育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金、事業所内託児施設助成金、育児・介護費用助成金、育児両立支援奨励金、男性労働者育児参加促進給付金の支給により、仕事と育児との両立を容易に図ることのできる雇用環境の整備に取り組む事業主を支援している。

第3節 男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する

2005年より男性労働者育児参加促進給付金を創設し、男性の育児休業取得を促進するなど、男性の育児参加を可能とするような職場作りに向けたモデル的な取組を行う事業主に対して助成することにより、男性の育児参加を支援している。

第4節 労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る

1 勤務時間の短縮等

所定外労働の削減については、時間外労働の限度基準を改正したところであり(2004(平成16))

年4月施行) この基準が遵守されるよう、周知徹底を図っている。

フレックスタイム制等の弾力的労働時間制度については、労働者がその生活と仕事の都合との調和を図りながら効率的に働くことを可能とするものとして、制度の周知などによる普及促進を図っている。

2 「多様就業型ワークシェアリング」の普及

個人の生活設計に応じた柔軟で多様な働き方を選択できる「多様就業型ワークシェアリング」の導入を促進するために、2003(平成15)年度から3年間の予定で、業種別の事業主団体等に対する事業委託により、短時間正社員等の多様な働き方の導入・拡大に向けたモデル事業を推進している。

3 ライフスタイルに応じた多様な働き方の推進

パートタイム労働者は近年著しく増加し、2004(平成16)年には、1,237万人と、雇用者総数の約4分の1を占めるまでになっている。2003(平成15)年8月に、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成5年法律第76号)に基づく指針(「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」)の改正を行い、就業の実態や正社員との均衡等を考慮して処遇するとの考え方を具体的に示すとともに、正社員への転換に関する条件の整備、労使の話し合いの促進のための措置の実施等、新たな措置を講ずるよう努めることを示した(平成15年8月25日厚生労働省告示、10月1日施行)。

4 テレワークの推進

事業主と雇用関係にある者が、情報通信機器を活用し、労働時間の全部又は一部について自宅で業務に従事する勤務形態である在宅勤務については、導入・運用ガイドブックの作成やシンポジウムの開催等を通じた普及促進のための事業を実施しているほか、在宅勤務の適切な労務管理の在り方を明確にしたガイドラインについて、事業主等への周知・啓発を図っている。2004年12月には、企業による情報セキュリティ水準の高いテレワーク環境の導入を支援するために、「テレワークセキュリティガイドライン」を策定し、テレワークシステム構築時及び運用管理時における情報セキュリティ上の対策について、事業主等への周知・啓発を図っている。

5 公務員の働き方の見直し

国家公務員の勤務時間制度の在り方について検討するため、2003年10月に「多様な勤務形態に関する研究会」が立ち上げられ、2005(平成17)年7月に、最終報告として「勤務時間の弾力化・多様化への提言」が提出された。これを受け、同年8月に行った給与勧告の際の報告において、育児を行う職員が常勤職員のまま短時間勤務することができる制度の導入、在宅勤務を活用するためのいわゆる事業場外労働のみなし労働時間制の導入、超過勤務を縮減するための実効ある施策等を検討していくことを表明している。

地方公務員については、一般的に公務の世界に多様な働き方を導入するため、「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年法律第85号)により、任期付短時間勤務職員制度を創設した。

6 農山漁村での両立支援

子育て支援体制の整備が遅れている農山漁村において、地域ぐるみで子育てをサポートする環境づくりを推進するため、農山漁村において効果的な子育て支援活動事例の紹介や子育て支援に携わる担当者に対し情報交換の機会の提供などを行っている。

7 仕事と生活の調和の取れた働き方の実現に向けた検討

働く者が生涯を通して仕事と生活の調和のとれた働き方を実現できる環境整備を行う観点から、学識経験者の参集を求めて、2003（平成15）年10月より13回にわたり「仕事と生活の調和に関する検討会議」を開催し、2004（平成16）年6月に労働時間、就業場所、所得の確保、均衡処遇、キャリア形成と広範囲にわたる内容の報告書が取りまとめられ、この報告書の提言内容について、可能なものから、順次、所要の措置を講ずることとしている。

第5節 妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める

「男女雇用機会均等法」（昭和47年法律第113号）においては、事業主が、妊娠し、出産し、産前産後休業を取得したことを理由として、女性労働者を解雇することを禁止しており、同法に違反する事業主に対し、指導を行い、是正を図っている。

第6節 再就職等を促進する

2004（平成16）年度からは、キャリアコンサルタント等による相談の実施等、再就職のための計画的な取組が行えるようきめ細かい支援を行う再チャレンジサポートプログラムを実施している。

第3章 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

第1節 乳幼児とふれあう機会の充実等を図る

児童館等の公的施設を活用し、児童の健全な育成のための取組を推進し、将来の子育てに関する貴重な予備体験を通じて育児不安の防止や虐待の予防につながるものとして2003（平成15）年度から「児童ふれあい交流促進事業」を実施している。

第2節 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める

「夫婦で共同した子育てをする」ことなどについて盛り込んだ、子育てのヒント集としての家庭教育手帳等を作成し、乳幼児及び小・中学生を持つ親に配布している。また、子育て中の父親の役割等について学習する集いの開催など、父親の家庭教育への参加を促進する取組の支援を行うとともに、将来親となる中・高校生を対象とした子育て理解講座を開設しており、若いうちから家庭教育についての理解を深める取組を推進している。

第3節 安心して子どもを産み、育てることができる社会の形成についての理解を進める

2004（平成16）年度においては、学識経験者及び子育て団体関係者等によるシンポジウム等を通じて、少子化社会の課題をともに考え、各地域における都道府県と共催で子育て支援の取組の促

進と機運の醸成を図るため、「少子化を考える国民の集い」を、全国3ヶ所（埼玉県、岡山県、宮城県）で実施した。2005（平成17）年度には、全国6ヶ所での開催を予定している。

第4章 子育ての新たな支え合いと連帯

第1節 就学前の児童の教育・保育を充実する

1 待機児童ゼロ作戦

待機児童数が50名以上いる市町村を中心に2005（平成17）年度から2007（平成19年度）までの3年間で集中的に受け入れ児童数の増大を図るとともに、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成15年法律第121号）により、2004（平成16）年4月1日において待機児童が50人以上いる市区町村（95市区町村）は、2004年度中に策定した保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を基に、待機児童の計画的な解消を図ることになっている。

2 多様なニーズに合わせた保育サービス

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育及び夜間保育や送迎保育ステーション事業についても、引き続き推進を図っている。

幼稚園の通常の教育時間（4時間）の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する者を対象に行われる「預かり保育」を実施する幼稚園に対して支援を行っている。

3 幼稚園と保育所の連携等

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）において検討された「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、子どもの視点に立ち、就学前の子どもに対し、質の高い教育・保育を提供するとともに、地域の多様な子育てニーズに応えるという観点から検討を進めており、2004年度にはその在り方について基本的な考え方をとりまとめ、2005年度に試行事業を先行実施するなど様々な準備を行い、2006（平成18）年度からの本格実施を目指している。

4 幼稚園及び保育所の自己評価・外部評価と情報提供の推進

幼稚園については、「幼稚園設置基準」を改正し、2002（平成14）年4月から、自己点検評価及びその結果の公表に努めるとともに、積極的な情報提供を行っている。

保育所については、児童の視点に立ったサービスの向上を目指し第三者評価事業を推進している。2004年5月には、第三者評価事業の推進体制や評価基準の指針を定め、評価基準の指針について、2005年5月に通知を発出し、周知を図った。

5 事業所内託児施設の設置の推進

労働者のための託児施設を事業所内に設置・運営及び増築等を行う事業主または事業主団体に、その費用の2分の1について事業所内託児施設助成金を支給することにより、事業主の取組を支援している。

第2節 放課後対策を充実する

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供するものであり、「子ども・子育て応援プラン」に基づき2009（平成21）年度までに全国で17,500か所とすることとし、平成17年度予算において、放課後児童クラブの国庫補助対象を対前年比800か所増の13,200か所とした。

第3節 地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る

1 地域における子育て支援サービスの推進

2004（平成16）年12月に策定された「子ども・子育て応援プラン」においては、地域における子育て支援の拠点の整備を2009年度までに6,000か所で実施することを数値目標とするとともに、すべての子育て家庭が気兼ねなく親子で集まって相談や交流が出来ることを、目指すべき社会の姿として掲げている。

2002（平成14）年度から、概ね3歳未満の乳幼児とその親が気軽に集まり、相談、情報交換、交流ができる「つどいの広場」事業を実施している。「つどいの広場」については、NPOをはじめとする多様な主体により、余裕教室等公共施設の余裕空間や商店街の空き店舗などを活用しつつ、身近な場所での設置を推進している（2004年度には全国で171か所となっており、地域子育て支援センターとあわせて2,954か所となっている）。

商店街の空き店舗を活用して、地域社会において子育て支援や高齢者向けの交流拠点等の機能を担うコミュニティ施設を設置することにより、空き店舗の解消と少子高齢化社会への対応を図り、商店街に賑わいを創出することで商店街の活性化を図るための施策を講じている。

2 地域における子育て支援のネットワークづくり

一時保育やつどいの広場事業及びNPO等の民間団体が実施する子育て支援事業を始めとする地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、利用者への情報提供、ケースマネジメントおよび利用援助等の支援を行う子育て支援に関するコーディネート業務については、「改正児童福祉法」（平成15年法律第121号）により、2005（平成17）年度から市町村の責務として位置づけられることとなった。

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、送迎や放課後の預り等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターについて、地域の子育て支援機能の強化に向けて、設置の促進を行っている（2004年度には全国で368か所であるが、2009年度には710か所設置するとなっている）。

第4節 家庭教育の支援に取り組む

1 家庭教育に関する学習機会や情報の提供

2004年度からは、行政と子育て支援団体等の様々な構成員からなる地域家庭教育推進協議会に委託し、従来から実施している子どもの発達段階に応じた子育て講座のほか、将来親となる中・高校生に対して子育てに関する理解を深める講座を開設するなど、家庭教育に関する学習機会の提供を一層充実している。

2 地域や社会全体で家庭教育を支える環境の整備

2004（平成16）年度においては、直接子育てに関わっていない大人等も含めて、国民一人一人が家庭教育支援の重要性について認識し、家庭教育への支援について考え、行動する機運を高めることを目的として、家庭教育に関する全国的なフォーラムを開催している。

第5節 地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する

1 シルバー人材センターによる子育て支援サービス

高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う高年齢者活用子育て支援事業を実施しており、経験豊かな高齢者が地域における子育ての担い手として活用されている。

2 市民活動活性化モデル事業

子育て、まちづくりなどの分野で、女性や高齢者が中心となって行う市民活動の事業化を初期段階で支援するとともに、その成果を全国に普及する事業（2002年度から2004年度）を行っている。

第6節 児童虐待防止対策を推進する

1 児童虐待防止に向けた取組

2004年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、「児童虐待という親子間の最も深刻な事象に対応できる社会を作り上げていくことが、すべての子どもと子育てを大切にする社会づくりにつながる」との認識に立ち、児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会（児童虐待死の撲滅）等の実現を目指し、虐待防止ネットワークの全市町村における設置などの具体的な目標を立て、今後ともより積極的に施策を推進していくこととしている。

2 改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法の概要

2004年に、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待に関する通告義務の拡大や児童相談に関する体制の充実が図られることとなった。

第7節 特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する

1 母子家庭等の自立支援

「子ども・子育て応援プラン」では、今後5年間を目標として、母子家庭等就業・自立支援センターを全都道府県・指定都市・中核市に設置すること、地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講し、修了した母子家庭の母に対し、その経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を全都道府県・市等で実施すること等を目指して定め、母子家庭等の総合的な自立に向けた支援を推進していくこととしている。

2 障害児及びその家族への支援

障害のある児童につき、肢体不自由児施設、知的障害児施設その他の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う「障害児通園（デイサービス）事業」、や、保護者の疾病その他の理由により家庭において介護を受けることが一時的に困難となった障

害のある児童につき、施設等に短期間の入所をさせ、必要な保護を行う「障害児（者）短期入所事業」を行っている。

3 小児慢性特定疾患対策

小児慢性特定疾患の治療研究事業を行い、もってその研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減にも資することを目的とし、小児慢性特定疾患治療研究事業を実施している。

第8節 行政サービスの一元化を推進する

地方公共団体においては、子ども関連施策を担当する部署の横断的連携や、窓口や情報の一本化を図るなど、行政サービスの一元化について先進的に取組が行われている例が見られる。

第9節 小児医療体制を充実する

小児救急医療体制の整備については、一般の救急医療の場合と同様に、初期（主として外来医療「かかりつけ医」）、二次（入院が必要な重症患者に対応）、三次（救命救急センター）の体系に沿い、地域ごとの実情に応じた機能分化と連携に配慮した体制の整備を図るとの方針の下、二次医療圏単位で当番制により小児救急対応が可能な病院を確保する「小児救急医療支援事業」の実施や、二次医療圏単位での体制の構築が困難な地域において、複数の二次医療圏ごとに小児救急患者を受け入れる「小児救急医療拠点病院」を整備するなど、全国的な体制の整備に取り組んでいる。

第10節 子どもの健康を支援する

1 「食育」の推進

2005（平成17）年6月に成立、同年7月から施行された食育基本法において、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものとして、積極的にこれを推進することが求められている。

今後、食育を国民運動として推進していくために、食育基本法に基づく食育推進会議において2006（平成18）年3月末を目途に食育推進基本計画を作成し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

2 子どもの事故予防のための調査研究

厚生労働科学研究において、子どもの事故の実態とその予防策について検討し、その成果を2004（平成16）年度に「子どもの事故予防のための市町村活動マニュアル」としてまとめ、各自治体等に対して情報提供を行った。

3 子どもの心の健康支援

「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」（2005（平成17）年3月から開催）において、子どもの心の診療に携わることのできる専門の医師の養成に係る具体的方法について検討を進めている。

4 性に関する健全な意識の涵養

子どもたちの性の問題をはじめ、様々な健康問題に対応するため、学校の要請により、地域保健と連携し、子どもたちの心身の健康相談や健康教育を行うモデル的な事業を実施しつつ、思春期の問題に関する理解の促進を図っている。

第11節 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する

1 「いいお産」の普及

安全で快適な満足できる「いいお産」について、関係者や妊婦が共通の理解を持つことができるよう、妊産婦健康診査等様々な機会をとらえて働きかけを行っている。

2 周産期医療ネットワークの整備

リスクの高い妊産婦や新生児に適切な医療を提供するための、一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制である周産期医療ネットワークの整備を行っている。また、国が担うべき政策医療の一つである成育医療分野では、国立成育医療センターを中心とした「成育医療政策医療ネットワーク」を構築し、独立行政法人国立病院機構のネットワーク構成施設と連携して、医療の質の向上のための研究の推進や標準的医療等の普及に取り組んでいる。

第12節 不妊治療への支援等に取り組む

1 不妊治療における体制整備と支援の在り方に関する検討

体外受精及び顕微授精は経済的な負担が大きいことから、2004（平成16）年度から、次世代育成支援の一環として、配偶者間のこれらの不妊治療に要する費用の一部を助成し、従来の相談事業と併せて総合的な支援対策を講じている。

2 「不妊専門相談センター」の整備

地域において中核的な役割を担う保健医療施設などにおいて、専門医等が、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している。

第13節 良質な住宅・居住環境の確保を図る

1 子育てを支援するゆとりある住宅の確保の支援

住宅金融公庫の証券化支援事業等による住宅取得の支援及び、特定優良賃貸住宅制度や都市再生機構における民間供給支援型賃貸住宅制度により良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進する。また、新規に建築される公共賃貸住宅はバリアフリーを標準仕様としている。

2 公共賃貸住宅における多子世帯の支援

公営住宅については、入居選考に際し事業主体である地方公共団体の判断により多子世帯の優先入居の取り扱いを行い、また、都市機構賃貸住宅の新規募集時における当選率の優遇措置を行っている。

3 保育所等を併設した住宅等の供給の促進

大規模な公共賃貸住宅団地の建替えに際し保育所等の一体的整備を原則化し、また、市街地再開発事業等において施設建築物内に保育所等を導入した場合の補助や保育所等に関する容積率制限の緩和等を行っている。

4 職住近接の実現

都心における職住近接により子育て世帯を支援するため、既存オフィス等のファミリー向け賃貸住宅への転用をはじめとする都市型住宅の供給を促進している。

5 シックハウス対策の推進

子どもの健康への影響を考慮し、シックハウス対策に係る調査研究を進めるとともに、シックハウス症候群に関する学校関係者の理解の一層の促進等、学校におけるシックハウス対策を推進している。

第14節 子育てバリアフリーなどを推進する

1 ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

子どもから高齢者までの全ての世代や外国人を対象に想定し「どこでも、だれでも、自由に、使いやすい」というユニバーサルデザインの考え方で、昨年秋からバリアフリー施策を総点検し、今後の取組方針を「ユニバーサルデザイン政策大綱」として7月に公表している。

今後、この政策大綱を踏まえ、子どもから高齢者までの全ての人々が安心して生活できるよう、公共施設等のバリアフリー環境の整備を一層推進していくこととしている。

2 建築物等におけるバリアフリー化の推進

乳幼児同伴の利用者が利用する建築物全般における、乳幼児用いす、乳幼児等用ベッド、授乳のためのスペース、多機能トイレの設置等を推進している。

3 公共交通機関のバリアフリー化

旅客施設における段差の解消、多機能トイレ（おむつ交換シート等）の設置や乗合バス車両におけるノンステップバス、リフト付バス、路面電車における低床式車両（LRV）の導入等が進められている。

4 都市公園のバリアフリー化

歩いていける身近な場所において、妊婦、子ども及び子ども連れの人をはじめ、全ての人々の健康運動や遊びの場及び休息やコミュニケーションの場となる都市公園を計画的に整備するとともに、園路やトイレ等の公園施設のバリアフリー化を推進する。

5 河川空間のバリアフリー化

河川の近隣に病院や老人ホーム、福祉施設などが立地している地区や、高齢者の割合が著しく高い地域等において、水辺にアプローチしやすいスロープや手摺り付きの階段、緩傾斜堤の整備等バリアフリー化対策を実施し、高齢者、障害者、子ども等を含む全ての人々が安心して河川を訪

れ、憩い親しめる河川空間を創造する。

6 海岸保全施設のバリアフリー化

妊婦、子ども及び子ども連れの人が日常生活の中で海辺に近づき、身近に自然と触れ合えるようにするため、海岸保全施設のバリアフリー化を推進している。

7 子育てバリアフリーの情報提供

妊産婦や乳幼児をもつ子育て家庭が地域において安心して生活できる子育て環境を整備するため、妊産婦、子どもや子育て中の親子が外出や社会活動を困難にしているような障壁がないかを点検・確認し、これを反映させた子育てバリアフリーのまちづくりに関する基本計画を策定する際の支援を行っている。

8 子育てを支援する道路交通環境の整備

妊婦、子ども及び子ども連れの人が安全にかつ安心して通行することができるよう、交通事故が多発している住居系地区又は商業系地区796か所を「あんしん歩行エリア」として指定し、都道府県公安委員会による信号機、光ビーコン等、道路管理者による歩道、ランプ（道路上の凸型施設）、クランク（ジグザグ蛇行）等の整備等を重点的に実施し、生活道路における歩行空間の整備及び通過交通の進入や速度の抑制に努めている。

9 遊び場の安全対策の推進

2004（平成16）年4月2日に発生した大阪府住宅供給公社の団地内における回転式遊具の事故に伴い、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（2002（平成14）年3月）に即した遊具の安全点検及び安全確保を促すとともに、児童福祉施設等に設置している遊具についても、安全確保の一層の徹底を各施設管理者へ呼びかけている。

10 建築物の安全対策の推進

2004年3月に発生した東京都六本木ヒルズの自動回転ドアにおける子供の死亡事故に関して、「自動回転ドアの事故防止対策に関する検討会」を開催し、6月に「ガイドライン」を取りまとめ、地方公共団体等に対し周知した。引き続き、建築物における事故情報の収集や再発防止対策の体制整備等を推進し、子供の安全な生活環境づくりという観点も含めた建築物の整備を図っていくこととしている。

11 S T S（スペシャル・トランスポート・サービス）を活用した育児支援輸送サービスの普及推進

S T Sに関しては、2004年度において、S T Sを活用した育児支援輸送サービス実証実験調査報告書をまとめた。本報告書では、育児支援輸送サービスの実証実験から得られた利用者のニーズとタクシー事業者の課題等を踏まえ、S T Sを活用した育児支援輸送サービスのあり方について提示した。

12 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進

「子どもを犯罪から守るための対策の推進要領」(2005(平成17)年5月)に基づき、子どもを対象とする犯罪の取締りや通学時間帯における通学路等のパトロール活動を強化するとともに、防犯ボランティアや母親クラブ等によるパトロール活動、「子ども110番の家」への支援を推進している。

13 「安全・安心まちづくり」の推進

2002(平成14)年11月に設置した防犯まちづくり関係省庁協議会においてとりまとめた「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」(2003(平成15)年7月)の着実な実施を図ることなどにより、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい公共施設等の整備・管理の普及を促進し、併せて住宅についても犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい安全で安心なまちづくりを推進している。

第15節 児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める

1 児童手当の充実

2004(平成16)年6月には、急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策の一環として、「児童手当法」(昭和46年法律第73号)が改正され、同年4月にさかのぼって、支給対象年齢が、義務教育就学前から、小学校第3学年修了前(9歳到達後最初の年度末)までに引き上げられた。

2 税制の在り方に関する検討

政府税制調査会は、2005年6月には、個人所得課税に関して論点整理を行い、その中で、少子化の急速な進展を踏まえ、子どもを生み育てることについての政策的支援の要請が高まっており、税制面でもそれにどのように応えていくのかが重要との指摘がなされた。

3 年金制度における次世代育成支援措置

2004年6月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号)では、年金制度における次世代育成支援措置を拡充する観点から、2005年4月より、

育児休業中の保険料免除措置について、子が3歳に達するまでの間に延長する

子が3歳に達するまでの間、勤務時間の短縮等により標準報酬月額が低下した場合、保険料は実際に低下した賃金に基づいて算定する一方、将来の年金額を算定する際には、従前の標準報酬月額に基づいて算定する

育児休業等を終了した者が、復帰後育児等を理由に報酬が低下した場合には、育児休業終了後3か月間の報酬月額を基に標準報酬月額を改定する措置を講じることとした。

第2-4-3表 新エンゼルプランの進捗状況

	2000(平成12)年度	2001(平成13)年度	2002(平成14)年度	2003(平成15)年度	2004(平成16)年度	目標値
低年齢児受入れの拡大	(59.3万人) 59.8万人	(62.4万人) 61.8万人	(64.6万人) 64.4万人	(67.1万人) 67.4万人	(69.4万人) 70.4万人	16年度 68万人
延長保育の推進	(8,052か所) 8,000か所	(9,431か所) 9,000か所	(10,600か所) 10,000か所	(11,702か所) 11,500か所	(13,086か所) 13,100か所	16年度 10,000か所
休日保育の推進	(152か所) 100か所	(271か所) 200か所	(354か所) 450か所	(525か所) 500か所	(618か所) 750か所	16年度 300か所
乳幼児健康支援一時預かりの推進	(132市町村) 200市町村	(206市町村) 275市町村	(251市町村) 350市町村	(307市町村) 425市町村	(341市町村) 500市町村	16年度 500市町村
多機能保育所等の整備	(333か所) 305か所 [11 補正88か所] 計 393か所	(291か所) 298か所 [12 補正88か所] 累計 779か所	(345か所) 268か所 [13 1次補正83か所] [13 2次補正76か所] 累計 1,206か所	(372か所) 268か所 [14 補正48か所] 累計 1,522か所	(418か所) 268か所 累計 1,790か所 総計[2,180か所]	16年度までに 2,000か所
地域子育て支援センターの整備	(1,376か所) 1,800か所	(1,791か所) 2,100か所	(2,168か所) 2,400か所	(2,499か所) 2,700か所	(2,786か所) 3,000か所	16年度 3,000か所
一時保育の推進	(1,700か所) 1,800か所	(3,068か所) 2,500か所	(2,400か所) 3,500か所	(4,959か所) 4,500か所	(5,651か所) 5,000か所	16年度 3,000か所
ファミリー・サポート・センターの整備	(116か所) 82か所	(193か所) 182か所	(262か所) 286か所	(301か所) 355か所	(344か所) 385か所	16年度 180か所
放課後児童クラブの推進	(9,401か所) 9,500か所	(9,873か所) 10,000か所	(10,606か所) 10,800か所	(11,600か所) 11,600か所	(12,188か所) 12,400か所	16年度 11,500か所
フレ－フレ－・テレフォン事業の整備	(39都道府県) 39都道府県	(43都道府県) 43都道府県	(47都道府県) 47都道府県	(47都道府県) 47都道府県	(47都道府県) 47都道府県	16年度 47都道府県
再就職希望登録者支援事業の整備	(24都道府県) 24都道府県	(33都道府県) 33都道府県	(47都道府県) 47都道府県	(47都道府県) 47都道府県	(47都道府県) 47都道府県	16年度 47都道府県
周産期医療ネットワークの整備	(14都道府県) 13都道府県	(16都道府県) 20都道府県	(20都道府県) 28都道府県	(24都道府県) 37都道府県	(30都道府県) 47都道府県	16年度 47都道府県
小児救急医療支援事業の推進	(51地区) 240地区	(74地区) 240地区	(112地区) 300地区	(158地区) 300地区	(185地区) 300地区	13年度 360地区 (2次医療圏)
不妊専門相談センターの整備	(18か所) 24か所	(24か所) 30か所	(28か所) 36か所	(36か所) 42か所	(51か所) 47か所	16年度 47か所
子どもセンターの全国展開 1	(725か所) 730か所	(983か所) 1,095か所				1,000か所程度
子ども放送局の推進 2	(1,606か所)	(1,894か所)	(2,093か所)	(2,212か所)	(2,014か所)	5,000か所程度
子ども24時間電話相談の推進	(21都道府県) 31都道府県	(14都道府県) 31都道府県	(6都道府県) 15都道府県			47都道府県
家庭教育24時間電話相談の推進	(35都道府県) 32都道府県	(25都道府県) 31都道府県	(7都道府県) 12都道府県			47都道府県
総合学科の設置促進 2	(144校)	(163校)	(186校)	(218校)	(248校)	当面 500校程度
中高一貫教育校の設置促進 2	(17校)	(51校)	(73校)	(118校)	(152校)	当面 500校程度
「心の教室」カウンセリング・ルームの整備 3	(8,467校)					12年度までに 5,234校を目標

注1：上段()が実績、下段が予算ベース。
 2：待機児童ゼロ作戦を推進するため、16年度においては、保育所の受入れ児童数を約5万人増加させることとした。
 3：多機能保育所等の整備の16年度目標値累計2,000か所及び16年度の総計【 】については、少子化対策臨時特別交付金による計画数390か所を含む。
 4：1 子どもセンターの全国展開の目標値については、11年度から13年度までの「全国子どもプラン(緊急3カ年戦略)」において策定。
 13年度で新規の設置は終了。
 5：2 子ども放送局の推進、総合学科の設置促進及び中高一貫教育校の設置促進については、実績のみ記載。
 6：3 「心の教室」カウンセリング・ルームの整備については、12年度実績のみ記載。13年度以降は市町村の整備計画に応じて整備。

少子化社会対策関係予算の概要（平成16年度及び平成17年度）

（単位：百万円）

重点課題別項目		16年度	17年度	対前年度増減額 （百万円）
1. 若者の自立とたくましい子どもの育ち	若者の就労支援に取り組む	37,091	45,717	8,626
	奨学金の充実を図る	111,565	115,089	3,524
	体験を通じ豊かな人間性を育成する	17,905	19,647	1,742
	子どもの学びを支援する	6,297	9,300	3,003
小 計		172,858	189,753	16,895
2. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	企業等におけるもう一段の取組を推進する	185	192	7
	育児休業制度等についての取組を推進する	2,418	2,228	- 190
	労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る	1,636	2,445	809
	妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める	675	553	- 122
	再就職等を促進する	5,023	4,879	- 144
小 計		9,937	10,297	360
3. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解	乳幼児とふれあう機会の充実等を図る	370	370	0
	生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める	211	239	28
	安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成についての理解を進める	33	45	12
小 計		614	654	40
4. 子育ての新たな支え合いと連帯	就学前の児童の教育・保育を充実する	343,511	291,538	- 51,973
	放課後対策を充実する	8,720	9,470	750
	地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る	14,582	8,892	- 5,690
	家庭教育の支援に取り組む	1,427	1,432	5
	地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する	1,213	1,125	- 88
	児童虐待防止対策を推進する	11,815	8,524	- 3,291
	特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する	328,496	353,096	24,600
	小児医療体制を充実する	16,619	16,443	- 176
	子どもの健康を支援する	3,091	2,017	- 1,074
	妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する	198	-	-
	不妊治療への支援等に取り組む	2,667	-	-
	良質な住宅・居住環境の確保を図る	60	60	0
	子育てバリアフリーなどを推進する	15,226	15,675	449
	児童手当国庫負担金	293,212	317,475	24,263
その他	18,196	77,503	59,307	
小 計		1,059,033	1,103,250	44,217
そ の 他		42	88	46
総 計		1,242,484	1,304,042	61,558

注1：少子化社会対策関係予算について「少子化社会対策大綱」（平成16年6月閣議決定）の項目に従い、整理している。
 注2：「4. その他」には、主として下記のものを含んでいる（17年度予算額）
 次世代育成支援対策交付金（34,568百万円） 母子保健医療対策等総合支援事業（3,623百万円） 児童虐待・DV対策等総合支援事業（1,775百万円）
 母子家庭等対策総合支援事業（1,868百万円） 次世代育成支援対策施設整備費等交付金（16,704百万円）